

受益者負担金制度のあらまし

美唄市都市整備部上下水道課業務係 TEL.63-0134（内線2633）

美唄市では、市民の皆さんが、清潔でより快適な生活がおくれるように昭和54年から下水道の整備をしています。下水道は街づくりの基本となるもので、下水道がないと、どんなに町並みがきれいになっても文化的都市とはいえません。

いつまでも美しい自然や生活環境を未来に伝える夢多い下水道を計画的に、そしてできるだけ早く建設していくために下水道事業受益者分担金条例が制定されています。

1 受益者負担金制度

公共施設等(道路や公園)は市民の皆さんが利用できますが、下水道の施設は利用できる地域に限られます。下水道の建設費には、たくさんの費用が必要とされていますが、公共下水道事業では、この財源の大部分が税金でまかなわれていますので、下水道の恩恵を受けない人たちにまで負担をかけることになります。

これでは、『公平な負担の原則』にはずれることになります。そこで、下水道建設費の一部を下水道の整備によって環境が改善され利便性・快適性の向上といった利益を受ける人たちに負担していただくことによって、より一層の整備をしようというのが、地方自治法に基づく【受益者負担金】の制度です。



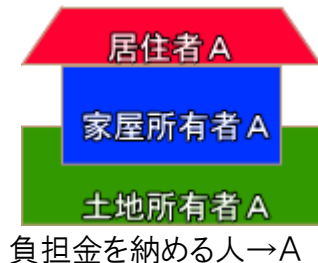
2 負担金を納めていただく方は



新たに下水道の整備開始となる区域を公告しますが、その区域のすべての土地（道路・公園などの公共用地は除く）が負担区の賦課対象となり、土地を所有している方に負担金を納めていただくことになります。

ただし、長期にわたって土地を借りている場合などで、土地所有者と権利者とが話し合いで負担者を決めた場合は、その方を受益者（納入する人）といたします。

例 1



土地と建物の所有者が居住している。
〔土地の所有者が負担金を納めます〕

例 2



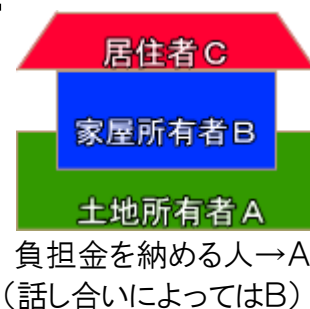
Aさんの土地を借りて、Bさんが所有する家屋にBさんが居住している。
〔Aさんとの話し合いによってはBさんが納めることができます〕

例 3



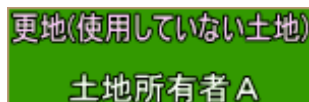
土地と家屋を所有して、居住者に貸している。
〔土地の所有者が負担金を納めます〕

例 4



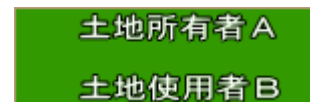
Aさんの土地に、Bさん所有の家屋があり、Cさんが居住している。
〔Aさんとの話し合いによってはBさんが納めることができます〕

例 5



更地だが、資材置き場・駐車場・家庭菜園などで使用。
〔土地の所有者が負担金を納めます〕

例 6



※ ただしBが一時使用で借りている場合は・A

Aさんの土地を借りて、Bさんが使用している。
〔Aさんとの話し合いによってはBさんが納めることができます〕

3 受益者の申告

- 1 賦課対象区域内の土地を所有している方には『下水道事業受益者申告書』を送付します。
- 2 地番、地積等を確認し、必要事項を記入して申告してください。
- 3 受益者を別に定める場合は、その方の記名押印も必要となります。
- 4 土地が共有であるときは、共有者のうちから代表者1人を定め、他の共有者は連署します。
- 5 申請がない場合は、公簿上の土地所有者を受益者として認定いたします。

4 負担金の額と納入方法

【受益者負担金】は、土地の面積に応じてかかり、その土地に対しては一回限りの分担になります。分担金は4年の分割納入か一括納入を申出によって決められます。

1平方メートル当たりの分担金額は、500円です

【計算例】 330.57㎡(100坪)所有の場合

総 額	330.57㎡×500円＝165,285円≒ <u>165,200円</u> (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)			
年度 納期	初年度	2年度	3年度	4年度
第 1 期	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円
第 2 期	10,300円	10,300円	10,300円	10,300円
第 3 期	10,300円	10,300円	10,300円	10,300円
第 4 期	10,300円	10,300円	10,300円	10,300円
年度合計	41,300円	41,300円	41,300円	41,300円

期 別	納 期 限
第 1 期	7月16日 から 7月 末日
第 2 期	10月16日 から 10月 末日
第 3 期	12月16日 から 12月25日
第 4 期	2月16日 から 2月 末日



納付書は、毎年度の7月に1年分を送付します『受益者負担金納入通知書』により市役所内派出所または本市指定の金融機関に直接納めてください。

◎ 収納取扱金融機関

北洋銀行本・支店	北海道銀行本・支店
空知商工信用組合本・支店	空知信用金庫本・支店
北海道労働金庫岩見沢支店	道内各ゆうちょ銀行
美唄市農業協同組合本所	峰延農業協同組合

※ 口座振替についての申込書は、次の金融機関窓口にも用意しております。

北洋銀行美唄支店・北海道銀行美唄支店・空知信用金庫美唄支店・空知商工信用組合本店・美唄市農業協同組合本所・峰延農業協同組合・ゆうちょ銀行・北海道労働金庫岩見沢支店・いわみざわ農業協同組合大富支所

5 受益者を変更する場合

賦課対象区域として公告された後に、土地の売買やその他の事情により受益者を変更したい場合は『受益者異動申告書』を提出していただきます。

この負担金制度は固定資産税とは異なり自動的に権利変更の処理がされませんので受益者を変更したい場合は必ず申告してください。

申告日以降の納期分から新たな受益者の方に納めていただくことになります。

6 負担金の徴収猶予と減免

1 徴収猶予は、受益者が負担金を納付することが困難（災害、盗難その他の事故等）で徴収を猶予することがやむを得ないと認められるときです。

徴収猶予を受けようとする方は、理由の発生した日から14日以内に『受益者負担金徴収猶予申請書』を提出してください。

2 減免は、受益者の所有する土地が公共の用に供している場合や公用を予定している土地に係ることが認められたときに、減免及び非賦課となります。

減免を受けようとする方は、納入通知書を受け取った日または減免理由が発生した日から14日以内に『受益者負担金減免申請書』を提出してください。

減免の対象となる土地	減免率
公共性があると認められる私道、公園など	100%
生活保護受給者、これに準ずる特別な事情がある方の土地	100%以内
宗教法人所有の 境内地・墓地、納骨堂	50%・100%
社会福祉法人等が事業のために設置する施設の用地	75%
その他の対象は、条例11条関係の受益者負担金減免基準によるもの	

7 受益者負担金納入までの流れ

